

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	
事務事業名	住宅用火災警報器設置事業
予算書の事業名	なし
事業期間	開始年度 平成18年度 終了年度 平成21年度 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1 07020100
部名等	消防本部
課名等	予防課
係名等	予防係
記入者氏名	永川 喜一
電話番号	0765-24-0119

政策体系上の位置付け	コード2 213019
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち
政策名	第1節 生命と財産を守る安全・安心なくらしの確保
施策名	3. 消防・救急体制の整備
区分	消防
基本事業名	その他

予算科目	コード3 000000000
会計	該当なし
款	該当なし
項	該当なし
目	該当なし

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
一般家庭に住宅用火災警報器の設置を促進する。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 一般住宅（市民）	➡	対象指標	① 市の世帯数	世帯	16,583	16,466	16,500	16,500	16,500		
				②								
				③								
手段	<平成21年度の主な活動内容> 市民へ住宅用火災警報器の設置の重要性、設置場所、設置方法をケーブルＴＶやチラシ等で呼びかける。 *平成22年度の変更点 平成20年6月1日から既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化され、市内一円を対象に設置の推進を呼びかける。	➡	活動指標	① 広報活動回数	回	20	20	15	15	10		
				② 調査世帯数	世帯	8,691	14,411	15,000	15,000	15,000		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 魚津市における住宅用火災警報器の設置率を上げる。	➡	成果指標	① 設置世帯数	世帯	5,973	9,080	11,154	12,375	12,870		
				② 設置世帯数/調査世帯数	%	44.90	63.00	67.60	75.00	78.00		
				③								
その結果	<施策の目指すすがた> 住宅用火災警報器の設置による、住宅火災件数の減少及び、火災による死傷者の減少			↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 以前から住宅用防災機器の設置を推進していたがなかなか普及せず、最近、住宅火災による逃げ遅れからの死者の増加傾向から、消防法の改正があり、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅も平成20年5月31日まで設置することが魚津市火災予防条例で決まったことを受けて、この事業を開始した。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	0	0	0	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 現在、6割程度設置されているが、火災があった住宅には住宅用火災警報器は、ほとんど設置されておらず火災に対する考えが少し足りない。今後、未設置の住宅に設置するよう強力で進めていかなければならない。 又、他都市では、悪質な訪問販売によって、住宅用火災警報器が販売されており、苦情が出ないよう設置の推進を行う必要がある。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	8	5	5	3	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	500	1,600	1,000	800	500	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	2,103	6,728	4,205	3,364	2,103	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	2,103	6,728	4,205	3,364	2,103	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 住宅用火災警報器をどこで購入すればよいか、設置場所及び設置方法の問い合わせがある。					◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					○ 把握している	➡	実際の設置率を正確になかなか把握できない。					
					● 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 住宅用火災警報器を設置することで、市民が住宅防火・火災予防に関心を持ち、住宅火災の減少、及び死傷者等の被害の軽減になる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	消防法第9条の2、魚津市火災予防条例第30条の2
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 効果的に設置率を上げるため、有効なPR方法を検討する。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 ・新築及び増築等を計画している住宅は、市建築住宅係と連携することで、設置率の向上を図る。 ・既存の住宅は、社会福祉課、民生委員、自主防災組織及び消防団と連携することで、設置の普及率を上げる。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 未設置の市民に、時間をかけて設置の必要性を納得してもらう。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし	説明 住宅用火災警報器の設置に関しては、全額受益負担としている。
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明 該当しない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☒ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	未設置の市民に設置の必要性を認識させ、住宅防火・火災予防について自覚してもらうため、どんな手段で効果的な広報活動ができるか。	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	・市民への設置推進を行うために分団詰め所等にのぼり旗を掲げる等のPRを行う。 ・将来的に全世帯に住宅用火災警報器を設置してもらい、寝室だけでなく台所や居室等にも設置するよう指導する。 ・火災について十分な知識を認識させ、住宅用火災警報器だけでなく、消火器や防災物品の使用等住宅用火災機器を整備することで、火災の無い安全安心な生活を暮らすことを目指す。	成果の方向性 向上

★課長総括評価 (一次評価)

今後も粘り強く、市民に住宅用火災警報器設置の必要性や効果を広報媒体や消防団・自主防災組織等を活用し、設置率100%に向けた取り組みを強化するとともに、住宅火災死者数の抑制を目指す。	二次評価の要否
	必要

★経営戦略会議評価 (二次評価)

--

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	
事務事業名	自主防災組織及び事業所等の訓練指導事業
予算書の事業名	なし
事業期間	開始年度 昭和40年以前 終了年度 継続 業務分類 2. 内部管理
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行 ☐ 2. アウトソーシング ☐ 3. 負担金・補助金 ☒ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1 07030300
部名等	消防本部
課名等	消防署
係名等	消防2係
記入者氏名	浜田 信治
電話番号	0765-24-0119

政策体系上の位置付け	コード2 213019
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらするまち
政策名	第1節 生命と財産を守る安全・安心なくらしの確保
施策名	3. 消防・救急体制の整備
区分	消防
基本事業名	その他

予算科目	コード3 000000000
会計	該当なし
款	該当なし
項	該当なし
目	該当なし

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
自主防災組織及び事業所等に消火器の取り扱い・避難誘導・通報訓練を指導する。						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 自主防災組織及び事業所等の従業員、消防訓練の指導を依頼してきた団体	➡	対象指標	① 訓練を依頼してきた団体数	団体数	84	78	90	90	90		
			②									
			③									
手段	<平成21年度の主な活動内容> 自主防災組織及び事業所等の従業員、消防訓練の指導を依頼してきた団体に対して、消火器の取り扱い・避難誘導・通報訓練等を指導する。 *平成22年度の変更点 変更なし	➡	活動指標	① 訓練に参加した人数	人	7,246	7,138	7,500	7,500	7,500		
			②									
			③									
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 初期消火技術の習得、避難誘導など災害時の対応を習得することにより、火災・災害時の対応技術を身に付けてもらう。	➡	成果指標	① 初期消火訓練体験者等	人	1,260	1,185	1,350	1,350	1,350		
			②									
			③									
その結果	<施策の目指すがた> 市民の防火意識が高まり市民との十分な協力体制ができています。		↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 自主防災組織については、平成7年の阪神淡路大震災後に自主防災組織作りの機運が高まり当市では平成10年から地区単位の自主防災組織ができ、訓練の指導を始めた。また、このことをきっかけに、町内会や老人会からも訓練指導の依頼が来るようになった。 事業所等の訓練指導については、消防法第8条（防火管理者）に基づき、訓練指導依頼のあった事業所等を対象に訓練指導を実施している。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	0	0	0	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 当初は火災対応の訓練が主だったが、阪神淡路大震災後は地震災害に対する訓練依頼も増えてきた。今後は火災、地震だけでなく各種災害対応訓練が必要と思われる。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	15	12	12	12	12	12
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	2,820	2,820	2,800	2,800	2,800	2,800
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	11,858	11,858	11,774	11,774	11,774	11,774
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	11,858	11,858	11,774	11,774	11,774	11,774
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 訓練受講者からは大変ためになった、今後も継続的に指導してほしいと言われている。また、自主防災組織は地域に密着した活動を展開しており、防災力の向上に大きな役割を市民から期待されている。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 訓練の指導依頼をしてきた事業所等を対象としており、把握の必要がない。					
					☐ 把握している							
					☒ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 火災・災害等の防ぎよ技術を身に付けることによって災害による被害の軽減を図ることに十分結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	消防法 (昭和23年法律186号) 第 8 条 魚津市防災計画第 1 編第 3 節 1 - (4) (5)
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 災害に対応できる訓練を実施する必要があり、現在の事務事業は最善と思われる
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 現在の事務事業は最善と思われる。また、訓練指導依頼のあった団体を対象としているので訓練時間を減らすことはできない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 被災者の生命財産を守る観点から実施しており、個々から負担を求めない。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 個々から負担を求めない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☒ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

住民による地域ぐるみの防災体制を確立することが重要であり、地域住民一人ひとりが自分たちの地域は自分たちで守るということから、組織的に出火の防止、初期消火、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当などの自主的な防災活動が今後も必要である。	二次評価の要否 不要
---	-------------------